

平19福情答申第1号
平成19年4月9日

福岡市教育委員会 様
(教職員部教職員第1課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成18年10月31日付け教教1第1581-2号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成16年度福岡市立高等学校実習助手採用候補者選考試験のうち

- (1) 1次試験 一般教養試験
- (2) 2次試験 適性検査」の非公開決定処分に対する審査請求

答 申

1 審査会の結論

「平成16年度福岡市立高等学校実習助手採用候補者選考試験のうち(1)1次試験 一般教養試験 (2)2次試験 適性検査」(以下「本件対象文書」という。)について、福岡市教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った非公開決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成18年9月12日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成18年9月10日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。)第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- ② 平成18年9月12日、実施機関は、本件対象文書については、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 平成18年10月16日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び平成18年12月20日付け反論意見書並びに平成19年1月23日の当審査会委員による口頭意見聴取において、おおむね次のように主張している。

- ① 試験問題の貸与を受けるに当たり、試験問題貸与者である財団法人日本人事試験研究センター(以下「センター」という。)との間で、試験実施後においても一切公表しないとの契約を結んでいるためという行政の事務都合をあげて非公開の理由とするのは、できないものは仕方はないという行政の開き直りであり、条例の趣旨にまさしく反して、市民の知る権利をなし崩しにするものである。このような理由が許されれば、どんな情報も公開される道が閉ざされてしまう。
- ② 非公開とする福岡市教育委員会の基本姿勢は、条例の精神に即したものとは言えないし、市民の知る権利を侵している。今回の非公開は、この規定に照らせばまっ

たく不透明であり、市民の納得を得るものではない。つまり、条例第1条を充足することにならない。

- ③ センターとの非公開を約束するような契約そのものが、条例の理念に即したものと言えるのかどうか。また、実施機関は、契約の存在を主張するが、それが事実であることを証する資料が明らかにされていない。さらに、全国の教員採用選考試験において出題されたペーパー問題については、既にほぼ公開されている。
- ④ 教員採用選考試験の問題が、既にほぼ公開されている水準に照らしても、実習助手選考のための試験について非公開を約束する契約がなぜ必要だったのかは、どうにも不可解である。教員採用選考試験の問題は、それを公開しても、「事務・事業の執行に支障を及ぼさない」と判断されているのに対し、実習助手の試験においては「支障となる」理由が分からない。その点を明らかにしない弁明は、具体性を欠き、弁明の名に値しないのではないか。
- ⑤ センターとの契約があるとしても、それは、本件について市民の情報公開請求が行われたことがない時点でのものであると推測する。実際に請求がなされた時点で、契約を見直す、あるいは、すぐに見直すまでには至らないとしても、条例の主旨を踏まえて、センターとの間で対応策について協議すべきだったのではないか。
- ⑥ 実習助手の選考に関する試験問題を福岡市独自の力で作成していないのは、選考を担うサイドとしての責任と努力の放棄ではないか。この状態は今後とも適切だと言えるのか。
- ⑦ 教育委員会が実習助手を選考して採用する業務は、国民（市民）から信託を受けた重要な作業である。教育委員会の行う実習助手の選考・採用は、いわば市民に代行して行う作業であり、その手続や内容は原則として信託者である市民に公開されることが当然の帰結として求められる。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成18年11月22日付け弁明意見書において、おおむね次のように主張している。

① 公開対象文書について

平成16年度福岡市立高等学校実習助手採用候補者選考試験（以下「採用試験」という。）において、平成16年1月18日（日）に第1次試験として一般教養試験、作文試験、集団面接を、平成16年2月10日（火）に第2次試験として個人面接、専門実技、適性検査を行った。このうち、受験者に文書にて試験問題を提示したのは、第1次試験の一般教養試験、作文試験、第2次試験の適性検査である。また、採用試験に当たり、実施機関は、センターと契約を締結し、一般教養試験及び適性検査

の試験問題集及び質問集の貸与、並びに採点及び結果処理業務の委託を行った。この契約においては、実施した試験問題内容等に関する秘密保持や非公表及び使用した試験問題の全部数の返却を要件とした。

審査請求人は、平成18年9月10日、採用試験の試験内容が分かる文書の写しの交付を請求した。これを受けて、実施機関は、審査請求人に確認の上、第1次試験の一般教養試験、作文試験、第2次試験の適性検査を本件対象文書と特定し、これらに記載されている情報が、条例第7条第5号に該当する情報か否かを判断したものである。

② 処分庁が本件処分を行うに至った理由

本件において、実施機関が非公開とした第1次試験の一般教養試験問題及び第2次試験の適性検査問題は、実施機関において作成、保有する文書ではなく、センターとの契約に基づいて貸与を受けた文書である。また、センターとの契約では、採用試験実施後に貸与を受けた問題の全部数をセンターへ返却するとともに、試験内容については採用試験実施後においても一切公表しないことを要件としているため、本市では現在、当該試験問題集を保有していない。

以上のことにより、第1次試験の一般教養試験問題及び第2次試験の適性検査問題を非公開とした本件処分は妥当である。

③ その他

一般的に、実施機関において作成、保有する教員採用試験の問題そのものは非公開情報ではないが、本件採用試験の一般教養試験及び適性検査の問題は、実施機関において作成、保有する文書ではなく、センターとの契約に基づいて貸与を受けた文書である。

仮に本件対象文書を保有していた場合においても、それを公開することが契約内容に違反することとなり、今後同様の業務委託契約を締結することができなくなるなど、公正かつ適正な契約事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、実習助手の採用という人事行政上必要な業務委託契約が締結できないことにより、今後の円滑な人事行政の執行に著しい支障を来すおそれがあり、条例第7条第5号に該当するものと判断せざるを得ないことから、非公開決定の理由として、条例第7条第5号を挙げていたが、保有していないことから、条例第7条第5号を理由としたことは、処分庁の条例の解釈の誤りであるが、採用試験の問題を公開できないという結論に変わりはなく、非公開の判断について違法不当性はない。

4 審査会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

本件において、審査請求人が公開請求した公文書は、採用試験のうち、第1次試験

の一般教養試験，第2次試験の適性検査である。実施機関は，不存在を理由に非公開としたものである。

そこで，当審査会は，本件対象文書の存否について，以下検討する。

(2) 本件対象文書の存否について

- ① 実施機関は，センターと締結した契約において，実施した試験問題内容等に関する秘密保持や非公表及び使用した試験問題の全部数の返却を要件としたため，採用試験にて使用した第1次試験の一般教養試験問題集及び第2次試験の適性検査質問集は，その全部数をセンターに返却しており，福岡市では現在，当該試験問題集等を保有していないと主張している。
- ② 当審査会としては，センターとの契約書を見分したところ，契約書の仕様書において，「6 問題集等の送付等」の(3)に「福岡市は，試験実施後速やかに，センターから貸与を受けた問題集等の全部数をセンターに引き渡すものとする。」，また，「7 秘密保持」の(2)に「福岡市は，センターから貸与を受けた問題集等を複写・転写することなく，また試験実施後においても，一切公表しないものとする。」と記載されており，実施機関はこの条件の遵守を前提として，本件対象文書の提供を受けているものと認められ，実施機関が返却したことにより保有していないとの説明に合理的疑いを認めることはできず，また保有を疑わせる特段の事情もない。したがって，実施機関が不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。
- ③ なお，実施機関が職員を採用するに当たっては，その採用選考手続は公正で透明性を有するものでなければならない。あわせて，その採用選考手続の公正性について後日，再調査や検証を行う必要性が生じたり，市民から情報の公開を求められたりすることがあるのであるから，実施機関は採用選考に際し，収集，作成及び使用した文書を常に確保，保存するよう努めるべきである。

以上により，本件決定について，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年10月31日	実施機関からの諮問
平成18年11月22日	実施機関が弁明意見書を提出
平成18年12月20日	審査請求人が反論意見書を提出

平成19年 1 月23日	審査会委員による審査請求人からの口頭 意見聴取
平成19年 3 月22日(第 2 部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正, 今泉博国, 大橋洋一, 安河内恵子